

# INFORMATION

## 滑川市の老人医療費はいま・・・

### ●滑川市の老人医療について

平成16年度の滑川市の老人医療費は、34億2994万円かかりました。昨年度に比べて6201万円(1.8%)の増額です。1人当たりの医療費は約4万5千円増加し、729,930円かかっています。

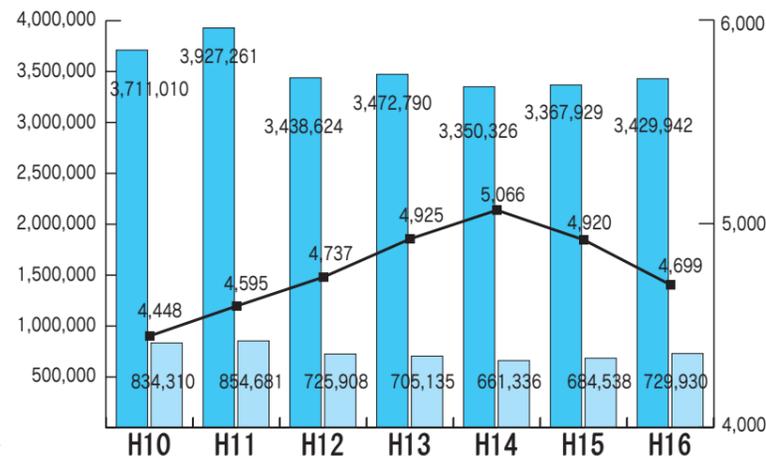
制度改正によって、対象受給者数は減少しましたが、老人医療費は依然として増えつづけています。老人医療費は自己負担分のほか、各医療保険団体からの拠出金と国や県・市の公費により賄われています。医療費や制度について関心を持ち、適正な受診と健康の維持・増進に努めましょう。

### ●医療費が高額になった場合は

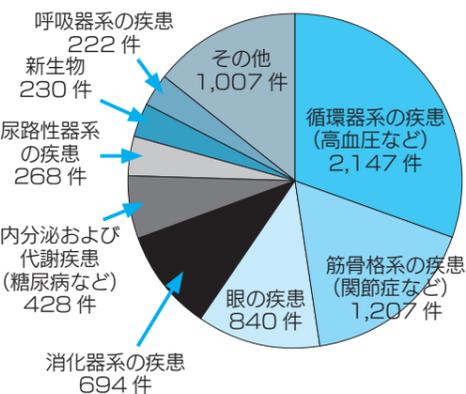
1カ月の医療費が自己負担限度額を超えた方には該当通知(ハガキ)をお送りしています。市役所の窓口で申請書に記入し提出していただくことにより後日、高額医療費として口座振込されます。一度申請していただければその後の申請は不要です。

### 医療費と受給者数の推移

■ 1人当たりの老人医療費(円)  
■ 老人医療費(千円)  
— 受給者数(人)



### 最近、滑川市で多くの方がかかる病気は？ (平成16年9月診療分)



問合せ先 保険介護課保険健康担当(内線383)

# INFORMATION

## 水道メーターの定期取替えにご協力を!

実施期間 10月21日(金)～31日(月)  
11月22日(火)～30日(水)

メーターの取付け、または前回の取替えから8年を経過したメーターについて、右記の業者により取替えを実施しますのでご協力をお願いします。



### ●水道メーターの法定(検定)期間について●

水道メーターは、法律(計量法)により一定の期間を過ぎると、新しい水道メーターに取替えることとなっています。メーターの有効期限は8年間となっています。取替え作業が円滑に行えるように下記のことについてご協力をお願いいたします。

- ・メーターBOXの上には物を置かないようにしましょう。
- ・メーターBOX内はいつもきれいにしておきましょう。
- ・犬はメーターBOXから離れたところに繋ぐようにしましょう。

以上のことは、毎月行う検針業務を円滑に行うためにも大切なことですので、ご協力をお願いいたします。

### 水道管の点検・清掃訪問にご注意を!

突然訪問してきて、宅内の水道管の点検・清掃を進める業者がいるという情報が数多く寄せられています。水道局では、このようなことを業者に依頼することは、一切ありませんので十分ご注意ください。不審な訪問があった場合は、水道局(内線452)へお問い合わせください。

また、訪問販売により契約されても、契約書を受領した日を含め8日以内なら無条件で解約できるクーリングオフ制度が適用されます。

クーリングオフ制度については、県消費生活センター(☎432-9233)または生活環境課(内線323)へお問い合わせください。

### 滑川市管工事組合加入業者

- (有)岩田鉄工所
- 山内配管設備
- 稲垣興業(有)
- 毛利プロパン(株)
- (株)石倉設備工業
- 岩城配管工業
- 浦田管工(株)
- (株)清田工業
- (有)松下配管工業
- 大熊配管所機工(株)
- マルキン設備
- 上田住宅設備(株)
- (有)辰野工作所
- (有)協和管工業
- (株)又六管工

### 介護保険施設などの利用料が変わります

介護保険法の改正により、10月から次のサービスにかかる「居住費(滞在費)」や「食費」が保険給付の対象外となり、自己負担していただくこととなります。

- 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)の入所(入院)にかかる居住費・食費
- ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)にかかる滞在費・食費
- デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)にかかる食費

また、所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、負担限度額を設定し、居住費・食費(デイサービス・デイケア除く)の負担を低く抑える措置が図られますが、このためには、「介護保険負担限度額認定申請書」の提出が必要です。

問合せ先 保険介護課介護保険担当(内線381)

この枠の色が黄色になりました



▼問合せ先 保険介護課保険健康担当(内線383・384)

**国民健康保険証が更新されました**

国民健康保険証(枠が青色)の有効期限は、9月30日までです。10月1日からは新しい保険証(枠が黄色)に変わりました。

新しい保険証は、各家庭へ9月下旬に郵送されました。今までの保険証は10月1日から使えなくなりますので、ご自分で確実に破棄されるようお願いいたします。また、記載内容に不明な点がありましたら届け出てください。

### 必ず受けましょう 計量器の定期検査

計量は、社会のあらゆる分野において活用され、大変重要な役割を果たしています。

特に業務上、日常生活における取引や証明の計量が正しく行われるためには、使用中の計量器の精度・機能が一定の水準以上に維持されていることが必要です。

このため、一定期間ごとに定期的な検査を義務付け、常に正しい計量器が使用され、消費者利益が確保できるように計量器の定期検査制度(計量法)が設けられています。

商売や証明用の計量に「はかり」を使用している方は、必ず受けてください。なお、当日都合の悪い方は、事前にご連絡ください。

とき	受付時間	ところ	該当地区
11日(火)	10:00～12:00	東部小学校	浜加積、早月加積、北加積
	13:30～15:00	南部小学校	東加積、中加積、山加積
12日(水)	10:00～15:00	西地区コミュニティセンター	西地区、西加積
13日(木)	10:00～15:00	市役所北口玄関	東地区、北加積の一部

問合せ先 商工水産課(内線342)

### 平成18年成人式について

とき 平成18年1月8日(日) 10:00～  
ところ 市民会館大ホール

※該当者は、昭和60年4月2日～昭和61年4月1日までに生まれた方です。

※今年から成人者の名前は、市の広報には掲載いたしません。ご了承願います。

現在、市内に住民票をお持ちでない方で、市の成人式に出席を希望される方は、下記までご連絡ください。

問合せ先 生涯学習課(内線256)

